

## 答 弁 書

## 【質問項目及び内容】

- 1 医療的ケアを必要とする児童の地域生活支援について
  - (1) 医療的ケアを必要とする児童に対して不足しているサービスの現状と課題について
  - (2) 医療的ケア児支援法の施行に際し、(保護者の離職防止の観点から) 放課後における受入状況と課題について
  - (3) 「医療的ケア児等支援部会」の現状と今後について

## 【答 弁】

- 1
  - (1) 本市が行った調査でも、医療的ケアを必要とする多くの児童の保護者の方が、「短期入所や放課後等デイサービスが足りていない」と回答しており、事業所の通所への支援が必要であるとの声も多くいただいているところです。

本年3月に策定された実施計画である「第5次千葉県障害者計画、第6期千葉県障害福祉計画、第2期千葉県障害児福祉計画」においても、重点課題の一つとして、医療的ケアを必要とする方など重度の障害のある方に対応できる事業所や人員の確保に努めることとされており、医療的ケアが必要な児童のサービスが不足していることについて、課題であると認識しております。

(所管局：保健福祉局)
  - (2) 子どもルームにおいては、今年度は医療的ケアを必要とする児童1人が利用しており、スクールメディカルサポーターを子どもルームに派遣し、導尿の支援等を行っておりますが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、利用希望が増加することが予想されることから、受入体制の更なる整備が課題であると認識しております。

また、医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害児を主たる対象とする放課後等デイサービス事業所においては、9月1日現在、市内8か所で受け入れておりますが、放課後等デイサービス全体の6パーセントに留まり、受入可能事業所が少ないことや、通所に伴う送迎が課題であると認識しております。

(所管局：保健福祉局、こども未来局)
  - (3) 千葉県自立支援協議会の専門部会として平成30年8月に設けられた医療的ケア児等支援部会は、医療的ケアを要する児童の支援に関して関係者が集まり協議を行う場となっています。

同部会は、30年度、令和元年度に1回ずつ開催されており、医療的ケアを必要とする児童の支援に関する情報共有や実態調査についての協議を行っているところです。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2年度以降休止しておりますが、医療的ケアが必要な児童の支援のために、様々な分野の関係者が集まり連携を図る場として必要であると考えており、再開の方法や時期について検討し、継続して実施して参ります。

(所管局：保健福祉局)

【質問項目及び内容】

2 発達障がい相談体制と親支援

- (1) 療育相談所と発達障害者支援センターにおける相談体制と利用状況及び今後について
- (2) 保育園・子どもルーム等における発達障がい児支援の現状と課題について
- (3) 巡回相談事業及び機関支援の実施状況と今後について

【答 弁】

2

- (1) 療育相談所については、発達障害の医学的診断までを行い、医学的な観点からより専門的な相談に対応する機関として、令和2年度は、発達障害以外も含め、延べ2,908件の相談実績があります。

また、発達障害者支援センターについては発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について本人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化を図ること等により、地域における総合的な支援体制づくりを推進しており、2年度には延べ3,978件の相談支援実績があります。

今後は、相談待機時間の更なる短縮を目指すために必要な体制づくりや、発達障害など子どもの発達に不安を抱える市民の皆様に対応できる総合的な支援体制の構築などについて、検討を進めて参ります。

(所管局：保健福祉局)

- (2) 保育所等においては、9月1日時点で、171人が在籍しており、原則として児童3人に対して1人の保育士を加配しております。

また、子どもルームにおいては、9月1日時点で、85人が利用しており、利用に当たっては、児童面談を実施し、健康状態や意思疎通の状況及び生活行動の特性などを確認し必要に応じて指導員の加配を行っております。

なお、課題については、保育所、子どもルームともに、職員の専門性を高めること、保護者に発達障害について理解していただき、必要な支援方法を共有すること、他の専門機関との連携を強化することなどであると認識しております。

(所管局：こども未来局)

- (3) 巡回相談事業「すくすくサポート」については、市内の保育所や幼稚園などに巡回相談員を派遣し、年少から年長までの発達障害が疑われる児童を早期に発見した上で、適切な支援機関につなげるとともに、発達障害児に関する総合的な相談支援を行うものであり、令和2年度は市内延べ100か所の施設で253件の支援を行いました。

また、3歳未満児など巡回相談事業対象外の児童については、保育所や幼稚園などの職員等を対象に、発達障害が疑われる児童への対応や指導方法などの助言を行う「機関支援」として実施しており、2年度には80件の支援実績があります。

今後は、更に需要が見込まれる本事業について、相談支援体制強化の検討を進めるとともに、市ホームページ等で分かりやすく案内するなど周知、啓発にも努めて参ります。

(所管局：保健福祉局)